

仕様書ひな形

採択後には、このような仕様書に基づいて実証要件適合性等調査を実施していただきます。

目次

1.	件名.....	3
2.	目的.....	3
3.	対象国・地域.....	3
4.	対象技術分野.....	3
5.	調査項目.....	3
1)	対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報.....	3
2)	実証研究の対象技術.....	4
①	対象技術の詳細.....	4
②	実証研究で期待できる温室効果ガス削減効果（t-CO2/年）.....	4
3)	実証研究の成果目標.....	4
①	技術に関する成果目標.....	4
②	政策・制度、標準・規格に関する成果目標.....	4
③	その他の成果目標.....	4
4)	実証研究の全体計画.....	4
①	実証研究の内容.....	4
②	相手国企業及び実証サイトの候補.....	5
③	実証研究の体制案.....	5
④	実証研究に必要な期間（スケジュール）案.....	5
⑤	実証研究に必要な予算案.....	5
⑥	実証研究を所管する相手国政府機関等の候補.....	5
⑦	実証研究の期間及び終了後の実証設備の取扱い.....	5
5)	実証研究の実施に必要な手続き.....	6
①	許認可の種類と取得方法.....	6
②	適合が必要な標準・規格や認証制度.....	6
③	輸送・通関手続き.....	6
④	安全保障輸出管理（外為法）.....	6
⑤	課される可能性がある税、申告・納付の手続き.....	6
⑥	実証研究に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保.....	6
⑦	その他、必要と考えられる事項.....	6
6)	実証研究の実現を妨げる要因（リスク）.....	6
7)	対象技術の普及可能性.....	6
①	事業環境・事業戦略.....	6
②	事業体制.....	6
③	事業の収益性.....	6
④	目指す普及の姿.....	7

⑤	普及実現を妨げる要因（リスク）	7
8)	波及効果	7
①	対象国・地域への波及効果	7
②	日本への波及効果	7
9)	その他、採択条件に関すること（採択条件が付される場合）	7
6.	ステージゲート審査に関する事項	7
7.	事業期間	8
8.	予算額	8
9.	調査報告書	8
	調査報告書	8
10.	調査実施方法	8
11.	成果報告への対応	9
別紙1：	実証研究の体制	10
別紙2：	実証研究の標準的な項目	11

1. 件名

エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／実証要件適合性等調査／〇〇〇を実現するための〇〇〇（国・地域名）

2. 目的

本調査では、〇〇〇における〇〇〇を実現するための〇〇〇が、NEDOの国際実証事業として成立し得るかを検証するために、〇〇〇を対象に調査する。

3. 対象国・地域

〇〇〇〇

4. 対象技術分野

上述の対象国・地域において〇〇〇を解決し〇〇〇を実現するために、〇〇〇の技術を対象とする。当該技術は、以下の技術分野（○）に該当する。

- (1) 電力系統監視・安定化技術
- (2) 分散型エネルギーシステムの構築及び調整力向上に資する技術
- (3) 余剰電力のエネルギー変換技術
- (4) 電化の拡大に資する技術
- (5) 低コストな水素関連技術（水素製造、輸送・貯蔵、利用）
- (6) メタネーション等、削減・代替効果が期待できるカーボンリサイクル関連技術
- (7) 持続可能なバイオ燃料・合成燃料生産技術
- (8) ビッグデータ、A I、分散管理技術等を用いたスマートシティ関連技術
- (9) 運輸分野のエネルギー転換・脱炭素化に資する技術
- (10) I o T・A I等を活用した産業・業務・家庭分野におけるエネルギー効率化技術
- (11) 従来型ではない先進的な再エネ技術
- (12) その他、エネルギー転換・脱炭素化に貢献する技術

5. 調査項目

対象技術に関する実証研究を実施する場合を想定し、以下の項目に従って実証要件適合性等調査の委託業務実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、それに基づき調査・検討を行う。以下はあくまでも項目の提示であり、実施計画書に記載する事項は、提案書の内容を正確に取り入れるとともに、調査の内容のみならず方法も含めた具体的な内容とすること。また、調査報告書の作成に当たっては、できる限り客観的・定量的なデータによって裏付けすること。

1) 対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報

実証研究の実施の検討に必要な、以下の基礎的情報（現状及び将来見通し）を調査すること。

- ・エネルギーミックス・需給、インフラやエネルギー賦存
- ・関連市場・産業構造
- ・エネルギー政策上の課題や関連政策・計画
- ・対象技術に係る具体的な現地ニーズ（誰が何を欲しているか等）
- ・その他、対象地域に関連して必要な項目

2) 実証研究の対象技術

① 対象技術の詳細

1) の調査を踏まえ、対象国・地域の現状に合せた変更・カスタマイズの必要性を考慮し、実証研究で対象とする技術の詳細検討を行うこと。また、当該技術の競合技術や代替技術に対する優位性及び競争力（現状及び将来見通し）についても調査し、いかに差別化を行うかについても検討すること。

なお、上記の説明の際は、数値データ、写真、図表などを用いること。

② 実証研究で期待できる温室効果ガス削減効果（t-CO₂/年）

実証研究を実施した場合に、対象技術を導入することで見込まれる温室効果ガス削減効果（t-CO₂/年）を試算すること。加えて、普及展開により2030年及び2040年の温室効果ガス削減効果（t-CO₂/年）を試算すること。

3) 実証研究の成果目標

① 技術に関する成果目標

実証研究を通じて解決したい技術的な課題を明確化し、成果目標を可能な限り定量的に設定すること。また、その達成に必要な活動を説明すること。

② 政策・制度、標準・規格に関する成果目標

対象技術の普及に資する相手国・地域での支援政策や制度又は標準化・規格化など、実証研究を通じて達成したい成果目標があれば記載し、その達成に必要な活動（具体的な活動スケジュールも含む）を説明すること。

③ その他の成果目標

人材育成並びに対象技術及び企業の認知度向上など、その他、実証研究を通じて達成したい成果目標があれば記載し、その達成に必要な活動を説明すること。

4) 実証研究の全体計画

① 実証研究の内容

実証研究で検証する実証要素（日本国内の実証研究では得られない知見含む）等を検討すること。その際、検証の必要性についても説明すること。

② 相手国企業及び実証サイトの候補

実証研究を共同で実施する相手国企業及び実証研究を実施する実施サイトの候補を複数抽出し、各候補について調査（事業内容、拠点、財務状況、人材など）すること。また、それらを比較検討したうえで、実証研究を実施するのに最適だと考える候補について理由とともに提示すること。なお、各候補と協議する際は、ステージゲート評価と事業化評価の仕組みを説明し、理解を得ること。

③ 実証研究の体制案

別紙１の「実証研究の体制」を参考に、それぞれの機関がどのような役割（金銭的な負担を含む）を担うのかを踏まえて体制案を作成すること。

④ 実証研究に必要な期間（スケジュール）案

別紙２の「実証研究の標準的な項目」を参考に、具体的なスケジュール案を作成すること。特に、考慮すべき事項がある場合にはその理由も記載すること。

（例：雨期はアクセスロードが使用できないため機器輸送は困難、実証データは年間を通じた変化が分かるように取得する必要がある最低１年間が必要、など）

⑤ 実証研究に必要な予算案

実証研究に必要な予算案を作成すること。その際、経費の内訳やその根拠を可能な限り明確化すること。経費の区分は、国際実証研究費助成金交付規程様式（様式第１別紙２）を参考にすること。

（様式） https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokusai_josei_koufukitei_yoshiki.html

なお、本予算案の作成は必要経費の規模を把握することが目的であり、NEDOとして支援を約束するものではなく、実際に実証研究を行う場合には、改めて、積算の妥当性、支援対象となる費用の範囲等を審査することとなる。

⑥ 実証研究を所管する相手国政府機関等の候補

NEDOが合意文書（MOU等）を締結すべき政府機関等の候補を検討すること。所管が複数組織に跨る場合は、それらを比較検討したうえで、最適だと考える機関を理由とともに提示すること。

⑦ 実証研究の期間及び終了後の実証設備の取扱い

将来の事業モデルを念頭に、実証設備を誰が所有するか、どのような費用がかかるかについて、実証研究の期間と終了後のそれぞれについて検討すること。以下は具体例。

- ・ 実証研究の期間と終了後の実証設備の所有者
- ・ 実証研究の期間と終了後に課される可能性のある税
- ・ 実証設備（資産）等が恒久的施設（P E）として認定される可能性

- ・ 運転やメンテナンスに係る費用等

なお、実証研究後、処分が制限された資産を処分制限期間内に「助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合（交付規程上処分と定義）」は交付規程等に基づいた対応が求められることに留意。

5) 実証研究の実施に必要な手続き

- ① 許認可の種類と取得方法
- ② 適合が必要な標準・規格や認証制度
- ③ 輸送・通関手続き
- ④ 安全保障輸出管理（外為法）
- ⑤ 課される可能性がある税、申告・納付の手続き
- ⑥ 実証研究に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
- ⑦ その他、必要と考えられる事項

6) 実証研究の実現を妨げる要因（リスク）

実証研究の実現を妨げる要因（リスク）を抽出し、その対応策を検討すること。検討にあたっては、「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」※の考え方に基づき、リスク管理シート（様式）に入力すること。またその内容に変更がある場合はNEDOに事業の進捗状況を報告する際に提出すること。

これとは別に、ステージゲート審査前のタイミングでNEDOが内容について助言する場合があるため、調査終了の2ヶ月前までにNEDOに提出すること。

※ https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP_100133.html

7) 対象技術の普及可能性

① 事業環境・事業戦略

3C、STP、4Pなどの事業環境分析やマーケティングの思考の枠組みを用い、具体的な競合相手の分析※も行いつつ、実証研究終了後のビジネススペースでの普及に向けた事業戦略の検討を行うこと。

※ 他国・地域で類似の事業を展開しており、今後、実証研究の実施国・地域に参入することが想定される競合相手も含む。

② 事業体制

普及段階において、想定する顧客を踏まえた事業体制を検討すること。検討結果について、図表を用いて分かりやすく説明すること。

③ 事業の収益性

当該技術、システム、製品またはサービスの供給者及び需要者の双方の立場から事業の収益性の試算を行うこと。また、資金調達計画についても検討を行うこと。

④ 目指す普及の姿

目標とする中長期的な販売計画、目指す市場におけるプレゼンス（目標シェア）等について、競合相手の分析結果を踏まえて検討すること。検討結果について、図表を用いて分かりやすく説明すること。

⑤ 普及実現を妨げる要因（リスク）

対象技術の普及実現を妨げる要因（リスク）を抽出し、その対応策を検討すること。対応策の検討にあたっては、前出のリスク管理シートを利用すること。

8) 波及効果

対象国・地域又は日本への波及効果の可能性について、以下の点で考察すること。

① 対象国・地域への波及効果

実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域において、どのような課題解決に資するか、また、どのような恩恵や波及効果享受しうるかについて考察すること。

② 日本への波及効果

実証研究を実施し、またその後普及することで、日本において、どのような課題解決に資するか、また、どのような恩恵や波及効果享受しうるかについて考察すること。

9) その他、採択条件に関すること（採択条件が付される場合）

・●●（事業者へ提示する際は具体的に記載する）

6. ステージゲート審査に関する事項

実証前調査への移行可否を判断するステージゲート審査を希望する場合は、以下を実施すること。
なお、ステージゲート審査への対応に係る費用は委託費の対象とならないことに留意。

1) 関連資料の作成

実証要件適合性等調査の結果を踏まえ、ステージゲート審査の審査基準（別途提示）に沿って、ステージゲート審査に必要な資料（様式は別途NEDOから指定）を取りまとめ、別途NEDOが指定する日までにNEDOに提出すること。

2) ステージゲート審査委員会での発表

外部有識者によるステージゲート審査委員会に参加し、作成した資料及び外部有識者から事前に寄せられる質問に基づき、発表・説明を行うこと。本実証研究の企業における事業戦略上の位置づけや普及計画については、取締役、執行役、執行役員又はこれらに相当する役職の者からの説明が推奨される。

なお、実証前調査への移行は、ステージゲート審査委員会及びNEDO内の契約・助成審査委員会による二段階の審査で決定する。

7. 事業期間

NEDOが指定する日から2023年9月末又は2024年3月末まで

8. 予算額

2千万円以内

9. 調査報告書

調査報告書

提出期限：委託契約期間終了日

提出部数：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引」を遵守の上、PMSを用いて下記の内容を提出すること。

提出内容：①和文調査報告書本文（PDFファイル形式とワードファイル形式）

②英文調査報告書本文（PDFファイル形式とワードファイル形式）※¹

③和文調査報告書概要（パワーポイントファイル形式）※²

④英文調査報告書概要（パワーポイント形式、③の英語版）※²

⑤和文要約書（テキストファイル形式）

⑥英文要約書（テキストファイル形式、⑤の英語版）

※¹ 相手国政府機関等に成果を説明するため、必要に応じて調査報告書の英語版を作成する。日本語の調査報告書の全訳である必要はなく、別途、NEDOが指示する。

※² 相手国政府機関等に成果を説明するため、英文・和文でのプレゼン資料（PPT）を別途作成する。

注意点：

- ・ 引用情報等については出典を明記するとともに入手した英文資料のうち重要なものは原文を日本語訳の上、参考資料として添付すること。インターネット上で最新情報が取得可能なものは、出典と併せてURLを明記すること。
- ・ 聞き取り調査及び現地調査については、日時、場所、調査対象者（氏名、役職名）、調査結果の詳細を含めて記載すること。
- ・ 図表を活用すること（使用したデータテーブルは別途Excelにて提出）。
- ・ 本調査を通じて入手したデータその他の原本について、NEDO から提出の依頼があった場合は提出すること。
- ・ 報告形式の詳細はNEDOホームページの「成果報告書（中間年報）の電子ファイル提出の手引き」を参照のこと。
- ・ 報告書は原則として公開される。なお、秘匿すべき情報が含まれると判断される場合には、委託先からの申し出に基づき委託先とNEDOとの協議によりこれを指定し、報告書から除くことができる。但し、この場合にも、報告書として完結した内容であることを条件とする。委託先とNEDOとの協議により指定された秘匿すべき情報については、報告書とは別にこれに関する資料（PDFファイル）をPMSを用いて提出すること。
- ・ 報告書（和文・英文）は、成果物として提出する前に、原則1カ月前までにNEDOへドラフト版を提出すること。

10. 調査実施方法

- ・ 文献等を用いた調査に加え、現地関係者へのヒアリングや意見交換等により実施する。原則、議事録等の書面を残すこと。
- ・ NEDOが相手国の政府機関等と協議する際の同席や、各種会合（MOU等の調整、各種イベント等）での発表を依頼することがある。また、相手国政府機関等との協議の結果、調査の重点項目等

について変更の検討をお願いする場合がある。

- ・ NEDOが実証前調査の実施状況を把握できるよう、定期的（月1回程度）にNEDOへ報告し、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせについては議事録を作成し、その内容についてNEDOの確認を得る。
- ・ 海外現地調査の際は、NEDOに対処方針の事前共有と、調査結果のすみやかな共有を行うこと。なお、NEDOの指示により、NEDO海外事務所等を共有先に加えることがある。
- ・ 現地の調査やヒアリングについては、NEDO担当者が同行する場合がある。
- ・ NEDOは交付規程に基づき、根拠条項を明示したうえで指示を行うことがある。
- ・ 現地への渡航については、外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を参考にし、社内規定により慎重に判断すること。
- ・ NEDOは、調査委託契約約款に定める各種手続きに関する指示や本仕様書に定める指示以外に、調査委託契約約款第4条第2項に基づき、委託業務の実施に必要な指示をする場合がある。この場合、書面、メール等の記録に残る方法により、同条項に基づく指示である旨を明示して指示をする。
- ・ 本調査の初期の段階において、独自の調査によって仕様書に記載されている事項が十分に調べられており、市場環境を踏まえて実証研究の開始を早める必要がある場合には、公募要領【別添7】に示される実証前調査で予定している調査内容の一部を前倒して、本調査において実施できることとする。

1 1. 成果報告への対応

委託期間中あるいは委託期間終了後に、NEDOが開催する委員会、中間進捗確認会での報告、国内及び相手国における成果報告会や現地関係機関を集めたワークショップにおける報告等を依頼することがある。（委託期間中の報告等に係る経費については委託費により支出。）

以上

別紙 1：実証研究の体制

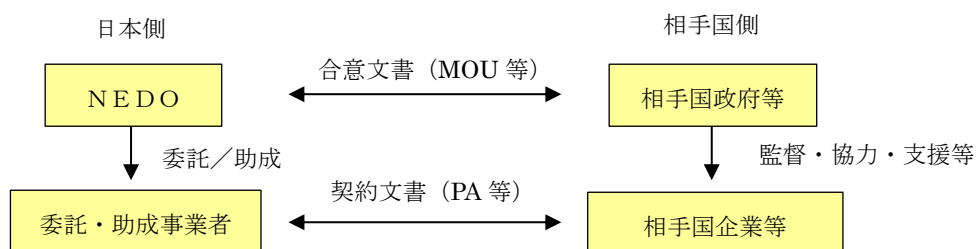


図 1：対象国・地域との体制

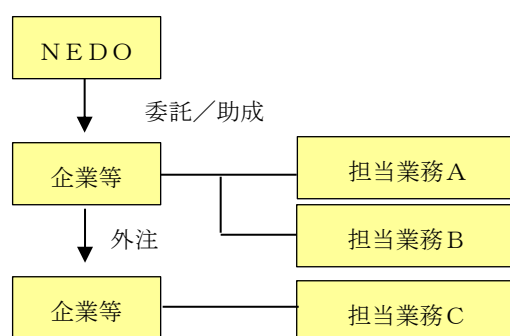


図 2：日本側体制の詳細

別紙 2：実証研究の標準的な項目

1) 現地調査、基本設計、詳細設計

対象設備（対象技術）の設計、機械、計装／システム、電気設備等の基本設計、詳細設計。

2) 調達、製作、輸送

機器の調達、製作及び輸送。付保費用は助成の対象とはならないことに留意。

3) 現地組立工事、土木建築工事

実証サイトにおいて、機器据付・配管工事、電気計装工事、土木・建築工事、その他必要な工事を実施する。土木建築工事を相手国側が担当する場合は、必要に応じて日本側の S V（Supervisor、指導員）を派遣し、指導する。日本と施工の方法が異なる場合があるので留意すること。

4) 教育・訓練

実証サイトの運転要員に対象設備の運転、維持管理に関する教育・訓練を実施する。

5) 試運転、実証運転

試運転、実証運転を実施し、実証研究に必要なデータを取得する。取得したデータに関しては実証サイト企業等と共有し、実証サイト等と事前に合意した性能が確認されたことについて書面を取り交わす。

6) 検証、考察

実証運転の結果を分析し、実証前調査で検討した原油削減効果や普及可能性等に変更が無いか、事業化評価で指摘された事項が解決されているかについて検証し、考察する。

7) 普及活動

効果的なタイミングで竣工式やセミナー等を開催し、実証研究の成果を広く P R する。